

いじめ防止基本方針



令和7年4月

鹿屋市立鹿屋中学校

目 次

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	「いじめ0を目指す」共通認識・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	いじめ防止等の対策のための組織について・・・・・・・・・・	3
3	未然防止のための具体策・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1)	いじめ・不登校対策委員会【子ども理解のために】・・・・・・・・	4
(2)	職員会議・研修【全職員による共通理解】・・・・・・・・・・	4
(3)	居場所づくりと絆づくり【環境づくり】・・・・・・・・・・	4
(4)	学校教育活動【自己有用感，自己肯定感，自尊感情を育むために】	5
(5)	態度，能力の育成【いじめに向かわない態度，能力の育成のために】	5
4	早期発見の手立て・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	いじめ発見時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2)	いじめ発見時の緊急対応・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3)	いじめ問題への基本的な対応の流れ・・・・・・・・・・	7
6	重大事態への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1)	重大事態の発生と緊急対応・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)	学校による調査・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3)	その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	12
7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	12
8	いじめ防止等の年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・	13

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人権侵害行為である。

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校の生徒にも、どの学校においても起こりえるものであること、また、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであることを十分に認識し、生徒の人間性とその尊厳が守られるような未然防止や体制作りに取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員との信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

※ 文部科学省いじめ防止基本方針の策定について（通知） 生徒指導提要

※ 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントより抜粋
＜いじめの防止等に関する基本理念＞ 《いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条》

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（１） いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。《いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条》

ア いじめの認知

- （ア） 特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条」に則り「学校におけるいじめの防止等のための対策組織」を活用して行う。

イ いじめの判断

- （イ） 表面的・形式的に行わない。
- （イ） いじめられた生徒の立場に立つ。
- （ウ） 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- （エ） いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、生徒の表情や

様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

- (オ) いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- (カ) いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
 - ・ 外見的にはけんかのように見える場合など
 - ・ インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいる場合など
- (キ) いじめにあたと判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
 - ・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまった場合など

【具体的ないじめの態様（例）】

- 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- 金品をたかられる。
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ くつを隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮のうえで、警察と連携した対応をとることが必要である。

しかし、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

※ 文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について（通知）

※ 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめの対する措置」のポイント抜粋

(2) 「いじめ0を目指す」共通認識

ア 「いじめ0を目指す」とは

- ① いじめを許さない学校づくりを目指します。
- ② 学校は、家庭・地域と連携して生徒の命を守ります。

イ 4つの共通認識

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ③ いじめられている生徒を必ず守り通す。
- ④ 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は、犯罪行為である。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条に則り、いじめ問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的・継続的な取組を行っていく。

また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因・その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 組織の構成

いじめ・不登校対策委員会

生徒指導・不登校対策委員会

（毎週・隔週で実施する）

- ・管理職（校長・教頭）
- ・各学年担任等
- ・養護教諭
- ・関係機関等

（必要に応じて）

- ・教育委員会
- ・心理や福祉の専門家
- ・警察等の関係機関団体
- ・PTA役員 等

学校運営委員会

（毎学期）

- ・管理職（校長・教頭）
- ・民生委員（各小学校区）
- ・主任児童委員
- ・有識者（スクールカウンセラー等）

生徒指導体制（学校いじめ防止基本方針の評価・改善）

教育相談体制（教育相談日、教育相談推進期間の充実）

校内研修体制（生徒指導校内研修の計画）

3 未然防止のための具体策

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行っていく。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（いじめの禁止）

第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校におけるいじめの防止）

第15条

1 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（1） いじめ・不登校対策委員会【生徒理解のために】

ア 生徒指導委員会・不登校対策委員会

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、全職員の共通理解を得る。（毎週・隔週で実施 ⇒ 職員朝会又は職員会議で周知・共通理解）

イ 学校運営委員会

学期末（年間3回）に開催し、本校の生徒たちの様子や問題事例や生徒の実態把握と共通理解に努める。また、必要に応じて、ケース会議等を開き、問題の対応に当たる。

《構成員》管理職（校長・教頭）、民生委員（各小学校区から）、主任児童委員、有識者（スクールカウンセラー等）

《内 容》実態の把握と共通理解、対応策についての検討等

（2） 職員会議・研修【全職員による共通理解】

ア 職員会議（毎月）

イ 校内研修（5月：生徒理解、夏休み：事例研究）

（3） 居場所づくりと絆づくり【環境づくり】

まずは、全教職員が生徒一人一人を丸ごと受け止めることから始める。

《居場所づくり》

互いに傷つけ合ったり、相手を馬鹿にしたりするような言動による些細なトラブルを減らし、ていくことから、一人一人が安心・安全に過ごせる学校・学級づくりに取り組む。

ア あいさつ運動：SAT+の活動、時と場に応じたあいさつ

イ ぽかぽか言葉とちくちく言葉

《絆づくり》

相手や周りを気遣おうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしようとする態度を育むことから始める。

ア 鹿屋中学校学校生活のきまり

イ 授業像に向けた取組

ウ 学校行事、生徒会行事への取組

エ 当番活動、係活動、縦割り専門部会活動

(4) 学校教育活動【自己有用感、自己肯定感、自尊感情を育むために】

学校教育を充実させることで、学級の中で自己有用感や自己肯定感を育む。また、定期的に振り返り、まとめていくことで、自尊感情を高めていく。

(5) 態度、能力の育成【いじめに向かわない態度、能力の育成のために】

道徳授業の充実はもちろん、学級活動や、日々の授業や活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いを認め、尊重する態度を養う。

- ア 道徳の授業を要に、「思いやり」「生命尊重」「人権」を大切にする指導の充実に努める。
- イ 道徳の授業に、いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める。
- ウ 学級活動の時間などを活用し、発達段階に応じていじめの未然防止や解決の手立てについて考え、学ぶ機会を設ける。
- エ 構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、ピアサポート、ペア活動を積極的に活用し、コミュニケーション力や社会性を養う。

4 早期発見の手立て

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、発見しにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、些細な兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにする。

また、日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにするために、以下の具体的な取組を組織的に継続して行うことでいじめの早期発見に努める。

早期発見のための取組	担当	具体的内容
○ 管理職をはじめ、全職員による生徒の観察を通しての実態・状況把握	全職員	・朝・休み時間・昼休み時間等の生徒の把握 ・日記等を活用しての交友関係や悩みの把握 ・教育相談や家庭訪問等の機会の活用 ・集約したいじめに関する情報の共有
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導主任 学級担任	・いじめ問題アンケート調査・集計・分析（生徒）（6・11・2月） ・学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）（7・12・2月）
○ 「いじめ対策必携」の活用	生徒指導主任	・生徒指導校内研修や学年会での読み合わせと確認（学期はじめ、問題発生時）
○ 校内人権研修会の実施	人権教育係	・人権教育に関する事例研修（12月）
○ 定期的な教育相談による児童の状況の把握及び保護者との情報の共有	教育相談係 学級担任	・定期的な教育相談（生徒）（毎学期） ・生徒の実態調査（「学校楽しいと」の活用）（6・11・2月） ・教育相談（9月）
○ 関係機関との連携 ・学校運営委員会 ・スクールカウンセリング・臨床心理相談の保護者への案内 ・巡回相談の活用 ・道徳・人権教室の実施 ・ネットいじめ対策	管理職 特別支援係 道徳主任 人権教育係 生徒指導主任	・学校運営委員による情報収集及び意見交換（7・12・2月） ・スクールカウンセリングや臨床心理相談等の案内文の配布と周知（4月） ・巡回相談の活用（鹿屋特別支援学校） ・人権問題を考える週間（人権擁護委員による道徳・人権教室）（12月） ・学校裏サイト等のチェック依頼（年間）
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 養護教諭 学級担任	・学校だより、PTA活動 ・保健だより ・週報

5 いじめ発見時の対応

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害者生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

※ 文部科学省 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

(2) いじめ発見時の緊急対応

【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

- ア いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- イ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」等で、情報共有を図る。
- ウ 速やかに関係生徒から情報を聞き取り、いじめの有無の確認と、早期対応に取り組む。

【いじめられた生徒とその保護者への支援】

- ア 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に確認した事実を伝える。
- ウ いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- エ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員）と連携し、寄り添い支える体勢を整える。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- カ 障害のある生徒が関わるいじめについては個々の生徒の障害の特性への理解を深め適切な指導及び適切な支援を行う。

【いじめた生徒への指導とその保護者への助言】

- ア 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、連携した対応への協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- イ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産の脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ウ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。

【保護者への対応】

- ア 双方の保護者が学校で話し合う場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家を活用する。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

- ア いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- イ 話し合いを行うことで、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ウ いじめの解決は、被害生徒、加害生徒を含めた全てが、好ましい集団活動を取り戻すことと押さえる。
- エ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

【地域や家庭との連携】

- ア 学校運営委員・PTA等地域の関係団体等と、いじめ問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進する。
- イ いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼するようにする。

【関係機関との連携】

- ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、教育的配慮や被害生徒等の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し適切な援助を求める。
- イ 自他の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。
- ウ 生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、適宜適切に連絡する。
- エ 児童相談所等の関係機関との情報交換を適宜行う。

【インターネット上のいじめへの対応】

- ア インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイトを確認しデジタルカメラ等で記録した上で、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し削除の要請をする。
- イ 不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(3) いじめ問題への基本的な対応の流れ

いじめ情報の入手

⇒ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

情報収集の内容

- ☐ 誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
- ☐ いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ☐ どんな内容のいじめなのか?
どんな被害を受けたのか? 【いじめの内容】
- ☐ いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- ☐ いつ頃から、どれぐらい続いているのか? 【期間】

情報収集の手段

- いじめアンケートの実施 ○日常生活の観察
- 生徒との会話 ○生徒の日記・連絡帳など
- 保護者との連携 ○教育相談
- 養護教・他職員との連携 ○PTA・地域との連携

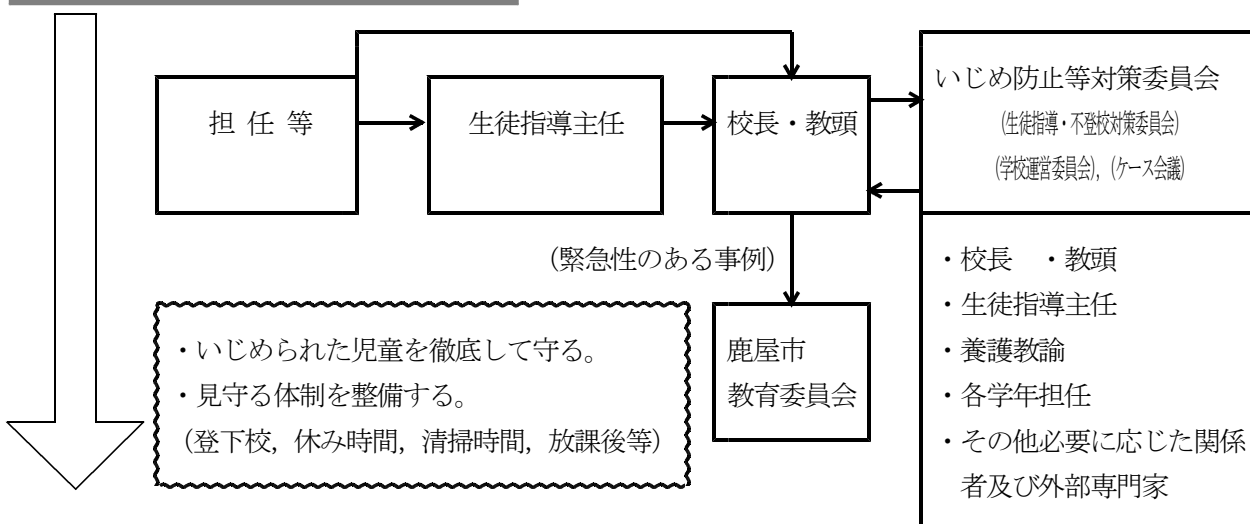
情報入手の留意点

- 「いじめはない」などの個人的解釈で看過しない。
- 他の教師からの情報の協力をもらう。
- 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。

担任が陥りやすい傾向

- 自分の責任と思い込み、自分だけで解決しようとする。
- 指導力が否定されたと感じる。
- 解決を焦る。

いじめ対応チームの編成



対応方針の決定・役割分担

対応方針会議での協議内容

- ☐ 緊急度の確認（生命に関わる可能性があるか）
- ☐ 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- ☐ 具体的な指導・援助の方針の検討（役割分担、支援チームの構成）
- ☐ 事情聴取や支援の際に留意すべきことの確認
- ☐ 保護者への対応
- ☐ 関係機関との連携の方向性

【教 頭】

→ 教育委員会

※ 対応方針について相談

役割分担

- 【担任、学年部職員】…いじめられた生徒の事情聴取と支援
↓
…いじめた生徒の事情聴取と指導
- 【校 長】…報告を受け、指示を行う。
- 【教 頭】…保護者への対応
…関係機関への対応
…教育委員会への対応方針についての
連絡・相談
- 【生徒指導主任】…周囲の生徒と全体への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

生 徒

- ☐ いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。
- ☐ いじめの状況・いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行う。
- ☐ 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ☐ 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ☐ 聴取終了後は、当該生徒の保護者に、担任・校長（教頭）が直接説明する。

保護者

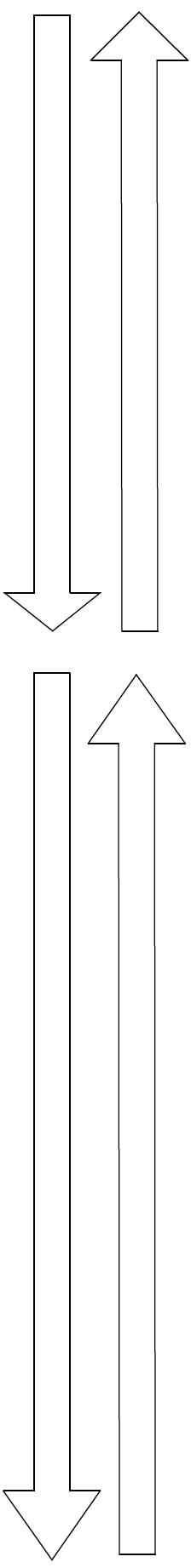
- ☐ 直接会って、具体的な対策を話す。
- ☐ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方

いじめられた生徒への基本的な関わり方

- ① 生徒の安全の確保に配慮して安心させ、生徒との信頼関係を築く。
- ② 生徒の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的支援については、本人の意志や希望を大切に、確認しながら進める。

上記のポイントを押さえながら、いじめられた生徒の心のケアを行う。



いじめられた生徒への対応

- ① いじめられた生徒を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ よい点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめられた生徒と個別面談をする際の留意点

- 秘密が守られる環境を用意する。
- 焦らずせかさず共感的に接する。
- 心の整理をする時間を確保する。
- むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

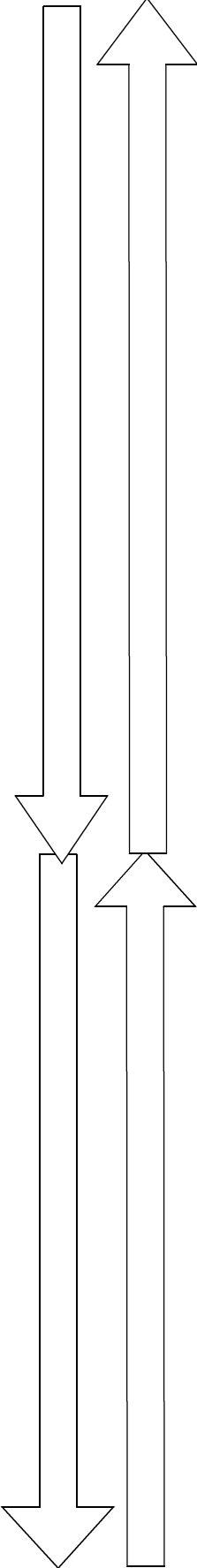
いじめた生徒への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「生命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた生徒の心の痛みに気づかせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的・共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化潜在化したりすることがないように、注意深く継続的に指導していく。

いじめた生徒への対応

- ① いじめられた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別指導を継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの生徒からの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的（夢）をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた生徒の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等も把握する。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。



いじめた生徒と個別面談をする際の留意点

- “開き直り”に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合のよい方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くこと。
- 「被害者にも非がある」と認めてはならない。
「確かに、〇〇（いじめられた生徒）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合のよい方向に解釈することがある。
- “いじめ”という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ」と自分の都合のよいように取り繕おうとする生徒もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたはどう思う？」というように、“いじめ”という言葉を使わずに、加害者が行った具体的な行為に焦点を当て、それはいけない行為なのだと指摘する。

いじめられた生徒の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として生徒を守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で生徒の変化に注意させ、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出は、弾力的に対応する。

いじめた生徒の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感させる。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために、保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 生徒のよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

傍観者への対応

- ① いじめられた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の生命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは告げ口ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応



状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

いじめ対応チームによる対応

- 学校生活での意図的な観察及び助言（当該生徒と周りの生徒の状況）
【学級担任、養護教諭】
- 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
【生徒指導主任、管理職】
- 保護者との連携支援
【学級担任、管理職】
- 関係機関との連携支援
【管理職、スクールカウンセラー】
- その後の状況について教育委員会へ報告
【管理職】

※ 上記対応チームは平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応する。

6 重大事態への対応について

生徒や保護者から、いじめにより心身や財産等が重大な事態に至ったという申し立てや自殺・入院といった重大事態が発生した場合、即時に適切な報告・調査等に当たる。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（第28条第1項第2号に係る事態）不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への緊急対応

○ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、校長は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

○ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
- ・ PTA、警察等との連携

○ 市教育委員会との連携

- ・ 情報確認・情報収集・情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(2) 学校による調査

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して、各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

☐いつ（いつ頃から） ☐どこで ☐誰が ☐何を、どのように（態様）
☐なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

○ いじめられた生徒からの事情聴取が可能な場合、聴取を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた生徒の安全確保
- ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

○ いじめられた生徒からの事情聴取が不可能な場合（いじめられた生徒が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他の留意事項

ア 心のケア

○ いじめられた生徒及びその保護者はもちろん、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心理的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

- いじめられた生徒及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。
- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ウ 報道取材等への対応

○ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

7 その他

(1) 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

(2) 年度末に定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していく。

(3) 職員の転出等により、いじめ事案への理解が十分でなくなることも考えられるので、校長の指導の下、担任や生徒指導主任を中心に整理し、引継が確実に行われるようにする。
また、年度当初に共通理解を図る場を設ける。

8 いじめ防止等の年間計画

月	いじめ防止等の取組
年間	・ いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会等による情報収集・共有） ・ 登下校・休み時間等の生徒管理及び校内巡視 ・ 生徒と共に過ごす機会の積極的な構築 ・ 教育相談（生徒）（各学期） ・ 巡回相談の活用（鹿屋特別支援学校） ・ 学校の取組の発信（学校だより，週報，保健だより）及びP T A活動における情報の収集・共有 ・ 学校裏サイト等のチェック ・ 生徒会専門部活動による話し合いや活動における生徒同士の協力
4 月	・ 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認① ・ スクールカウンセリングの案内と周知 ・ いじめ問題を考える週間（第2週）
5 月	
6 月	・ 生徒の実態調査（「学校楽しいと」の活用）① ・ いじめ問題アンケート調査・集計・分析（生徒）①
7 月	・ 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）① ・ 学校運営委員会①
9 月	・ いじめ問題を考える週間（第2週） ・ 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認②
10 月	
11 月	・ 生徒の実態調査（「学校楽しいと」の活用）② ・ 教育相談月間（保護者） ・ いじめ問題アンケート調査・集計・分析（生徒）②
12 月	・ 人権問題を考える週間（道徳・人権教室） ・ 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）② ・ 学校運営委員会②
1 月	・ 「いじめ対策必携」の読み合わせと確認③ ・ いじめ問題アンケート調査・集計・分析（生徒）③
2 月	・ 学校運営委員会③
3 月	・ 学校評価アンケート調査・集計・分析（保護者）③ ・ 次年度への引継